

不在者投票

期日前投票以外で、次に該当する場合は不在者投票ができます。

- ①選挙人名簿登録地の市区町村(半田市)以外に滞在している場合
- ②不在者投票所の指定を受けた病院、老人ホームなどに入院または入所している場合
- ③投票日には選挙権を有するが、期日前投票を行おうとする日には選挙権がない場合(例えば、選挙期日前は18歳未満の方)
- ④身体に重度の障がいがあり、身体障がい者手帳の交付を受けている方で、別表に該当する場合

<別表 郵便による不在者投票ができる方>

障がいの種類	交付手帳名	身体障がい者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢・体幹		1級または2級	特別項症から第2項症まで	要介護5
移動機能				
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸		1級または3級	特別項症から第3項症まで	
肝臓		1級から3級まで		
免疫				

代理記載(郵便による不在者投票)

④の該当者で次の方は、あらかじめ届け出た代理の方(選挙権のある方に限る)による投票用紙などへの代理記載をすることができます。

◇身体障がい者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている方

◇戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症と記載されている方

※④に該当し、郵便による不在者投票を行う方は、事前に交付を受けた「郵便投票証明書」が必要となります。

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養等しているなど一定の要件に該当する場合は郵便を用いて投票を行うことができます。詳しくは、選挙管理委員会にお問合わせください。

※郵便による不在者投票および特例郵便投票を利用される場合、投票用紙は4月19日(水)17時までに半田市選挙管理委員会に請求してください。

投票所変更のお知らせ

以下の投票所を変更します。該当する投票区の方は、お間違えのないようお出かけください。

半田南投票区 山ノ神共集館 → 『西区区民館』(泉町111番地11)

新型コロナウイルス感染対策について

有権者の皆様が安心して投票できるよう、各投票所において感染対策を行います。

投票所で行う感染対策

- ◆消毒液の設置・定期的な換気
- ◆受付に遮蔽版の設置
- ◆投票記載台は間隔を空け、定期的な消毒
- ◆消毒済みの鉛筆の設置

有権者の皆様へのお願い

- ◆マスクの着用は個人で判断いただくことが基本となりますが、投票所では周囲の方へのご配慮をお願いします。
- ◆消毒液で手指の消毒をお願いします。(※アレルギー等で消毒が困難な方は、職員へ申し出てください。)
- ◆ご自身でお持ちの鉛筆、シャープペンまたはボールペンの使用も可能です。
- ◆体調に不安のある方は、職員へ申し出てください。